

広島県告示第六百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、尾道市御調町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、尾道市長から届出があった。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

		大字		上	欄
菅		字			
竹ノ下		峠		地番	
		一三八		五二三及びこの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに字石井四三一、四三二、四三九、四四〇に隣接する道路である市有地の一部	
		大字		下	欄
菅		字			
石井		サヤノ峰			